## 株式会社地域経済活性化支援機構法第34条に基づく公表について

平成25年8月6日 地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構法第34条に基づき、地域経済活性化支援機構が平成25年3月18日から同6月30日までの期間において行った再生支援決定その他の決定事項等について、以下のとおり公表します。

- 1. 再生支援決定を行った件数 6件
- 2. 買取申し込み等期間の延長の決定を行った件数 該当なし
- 3. 再生支援決定を撤回した件数 該当なし
- 4. 買取決定を行った再生支援対象事業者の概要並びに買取りに係る債権の元本総額及び 信託の引受けに係る貸付債権の元本総額
  - (1) 再生支援対象事業者の概要
    - ①近畿地方の老人福祉・介護事業
    - ②九州地方の酒類製造業
    - ③近畿地方の鉄鋼業
  - (2) 買取りに係る債権の元本総額23,827百万円
  - (3) 信託の引受けに係る貸付け債権の元本総額 該当なし
- 5. 出資決定を行った再生支援対象事業者の概要及び出資総額(債務の株式化等による場合にあっては、現物出資された債権の元本総額)
  - (1) 再生支援対象事業者の概要 該当なし
  - (2) 出資総額 該当なし

- 6. 再生支援対象事業者に係る債権の処分の類型(債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。)ごとの当該処分を行った件数及び再生支援対象事業者に係る株式又は持分の処分の類型(譲渡、消却その他の類型をいう。)ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における再生支援対象事業者に対する当該債権の元本総額(信託の引受けに係る貸付債権の元本総額を除く。以下において同じ。)及び処分後における再生支援対象事業者に対する当該債権の元本総額
- (1)債権の処分を行った件数

債務の免除:該当なし、債権の譲渡:1件、その他:2件

- (2) 株式又は持分の処分を行った件数 該当なし
- (3) 処分時における再生支援対象事業者に対する債権の元本総額 6,750百万円
- (4) 処分後における再生支援対象事業者に対する債権の元本総額 0円
- 7. 一の再生支援決定に係る全ての業務を完了した再生支援対象事業者の概要及び再生支援対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額
  - (1) 再生支援対象事業者の概要
    - ①近畿地方の老人福祉・介護事業
    - ②中部地方の金属用金型・同部分品・附属品製造業
    - ③関東地方の病院
  - (2) 買取決定に係る債権の買取価格の総額
    - 5,062百万円
- 8. 特定信託引受対象事業者の概要及び特定信託引受けに係る貸付債権の元本総額
  - (1) 特定信託引受対象事業者の概要 該当なし
  - (2) 特定信託引受けに係る貸付債権の元本総額 該当なし
- 9. 一の特定信託引受決定に係る全ての業務を完了した特定信託引受対象事業者の概要該当なし
- 10. 特定事業再生支援会社の名称及び特定事業再生支援会社ごとの特定出資の額該当なし

- 11. 一の特定出資決定に係る全ての業務を完了した特定事業再生支援会社の名称 該当なし
- 12. 特定専門家派遣決定を行った件数 該当なし
- 13. 特定経営管理に係る株式会社の事業の概況

平成25年6月28日に次の特定経営管理に係る株式会社を設立し、金融機関等 と共同して事業再生ファンド若しくは地域活性化ファンドを運営するための取組み を開始した。

①会社名:REVICキャピタル株式会社 ②所在地:東京都千代田区大手町

③資本金:約15億円

④業務内容:地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の

無限責任組合員に係る業務及びこの業務に附帯する業務等